

田原会計 NEWS

2020 年 11 月 3 日(火)

〒400-0032

山梨県甲府市中央 5-5-19

田原会計事務所

TEL 055-225-3622 FAX 055-227-7714

Email tahara0423@tkcnf.or.jp

払わないと高くなりますよ

居飛車の税金

どこに払うの？「居飛車の税金」

将棋の藤井聡太さんが棋聖・王位の二冠を達成しました。若い人の活躍は気持ちがいいですね。ところで、将棋用語に「居飛車の税金」という言葉があります。

「居飛車」とは、将棋の戦法の一つ。最初の配置から飛車を動かさないまま、序盤戦を戦うことです。この居飛車戦法を採用した際に、相手が「振り飛車」戦法で対抗してきた場合には、飛車側の端歩(▲1六歩)を突いておかないと相手の角が出てきて、相手に有利な局面となることが多いそうです。

この一手が「払いたくないけど、払わなければならない」という納税者の気持ちと一緒にということで「税金」なのだそうです。

税金を支払わないとどうなるか

現実に税金を納期限までに納付しなかった場合には、本来納めるべき税金の他に延滞税(地方税は延滞金)が加算されます。

さらに、これを放置しておくと、給与や預貯金、不動産が差し押えられ、差し押えられた財産が換価(公売等)されるなどの滞納処分を受ける場合があります。この手続は国税徴収法その他の法律に基づき行われ、本人の意思に関わりなく執行されます。

国税の徴収手続の流れ

国税の徴収手続の流れは、次のとおりとなります。

① 納税義務の成立、税額の確定

国税の納税義務は、それぞれの税法に規定する課税要件を充たした時に成立し、納税申告などの手続により確定します。

確定した税額は、国税通則法その他の規定に基づき、納付しなければなりません。

② 督促

納税者が国税を完納しない場合には、税務署長から督促状が送付されます。この督促は単なる納付を催告するだけのものではなく、滞納処分の前提手続になります。

③ 財産調査

滞納処分(差押え)の対象となる財産の発見を行う手続で、税務署等が官公署、金融機関、勤務先、保険会社などに調査を行います。この調査は本人に事前の了解を得ずに行うことができます。

④ 滞納処分

差押え、交付請求、換価、配当を経て、差押財産が換金され、滞納された税金に充てられることになります。



令和1年度の国税の新規滞納額は約268億円(1.36%)で、半分以上が消費税です。